

明治元年今の稱號に改められた。古來神職の外に別當が居り、眞言宗の長徳寺が其職に從つて居たが、明治維新の際、別當は廢せられ長徳寺は還俗して歸農した。明治六年十一月郷社に列せらる。（圖版第七十二ノ一）

所在地籍、佐渡郡畠野村大字三宮字道祖神第三百二十三番、官有地第一種。

明治九年三月、一宮・二宮・三宮の御墓所には夫々墓丁を置かれた。

二十一、法名院塚

順徳天皇第三皇子彦成王の御墓所と傳へらるるもので、佐渡郡西三川村字笛川に在る。彦成王の御事歴に就いては皇胤紹運錄に順徳天皇の第三皇子に係けて、母は範光卿の女とあるの外、史籍の徵すべきものが無いが、傳ふる所によれば、王は承久元年二月の御降誕で、順徳天皇佐渡御遷幸の際は御年僅かに三歳にあらせられ、嘉祿元年御年七歳で寂山の慈圓僧正に就いて佛門に入らせられ、僧正入寂の後、更に親鸞上人に從ひ、善空坊信念と稱せられたが、寛元三年御年二十七のとき、佐渡に御下向、竹田郷の勝興寺に駐まり、専ら父皇の御冥福を祈らせられた。勝興寺といふは順徳天皇の勅願寺で、其後故あつて寺基を笛川村に移され、更に文明年中越中に移された。斯くて王は弘安九年三月御年六十七を以て同寺に薨去、法名院塚は即ち其御墓であるといふ。明治三十一年十二月御陵墓傳説地として宮内省から指定された。（圖版第七十二ノ二）

地籍、佐渡郡西三川村字法名院塚第十九百六十三番第一、官有地第一種。

(一)

所墓御宮三



(二)

塚院法名



三十七版圖

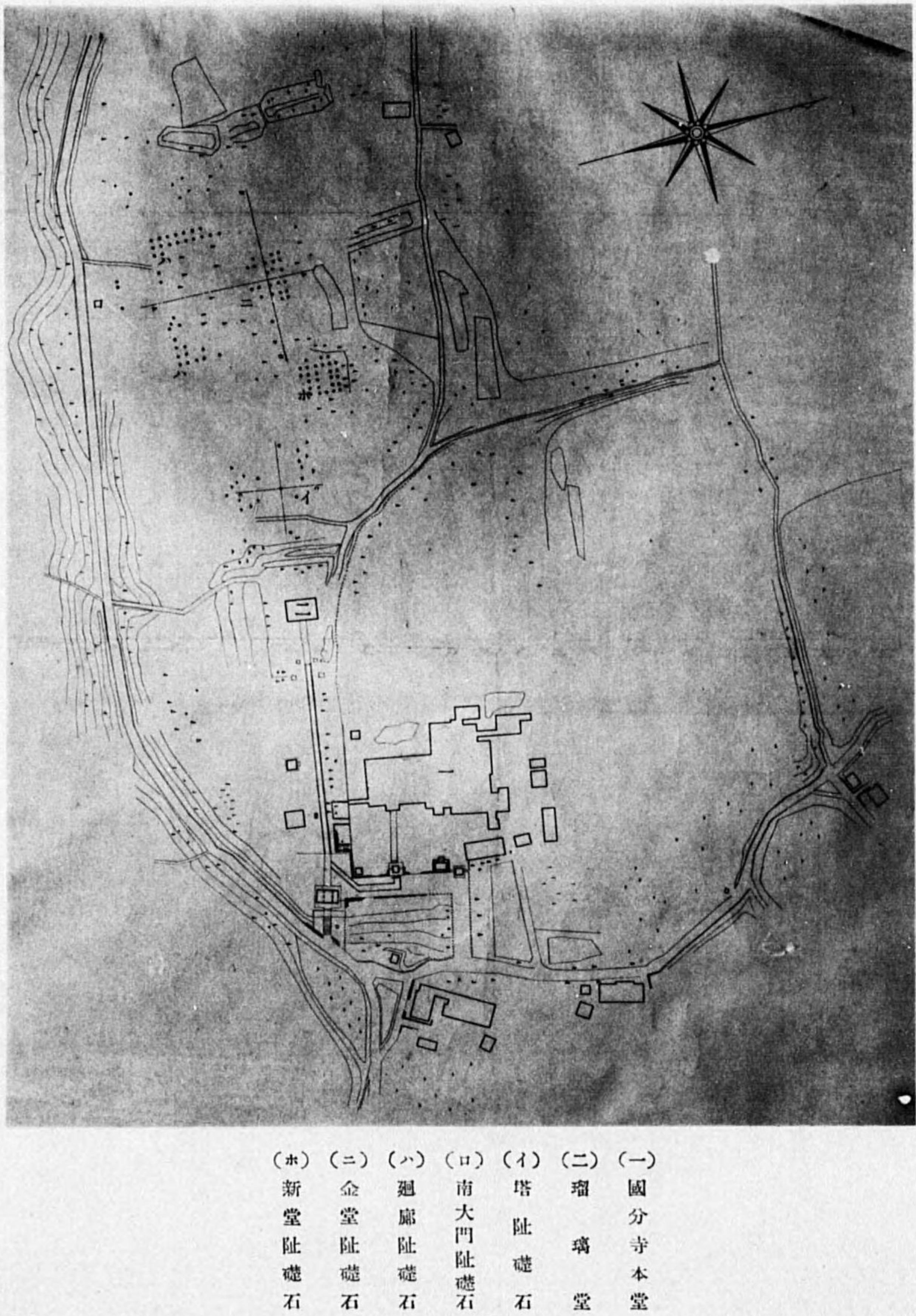


(圖一ノ分萬五) 國分寺傍地形圖

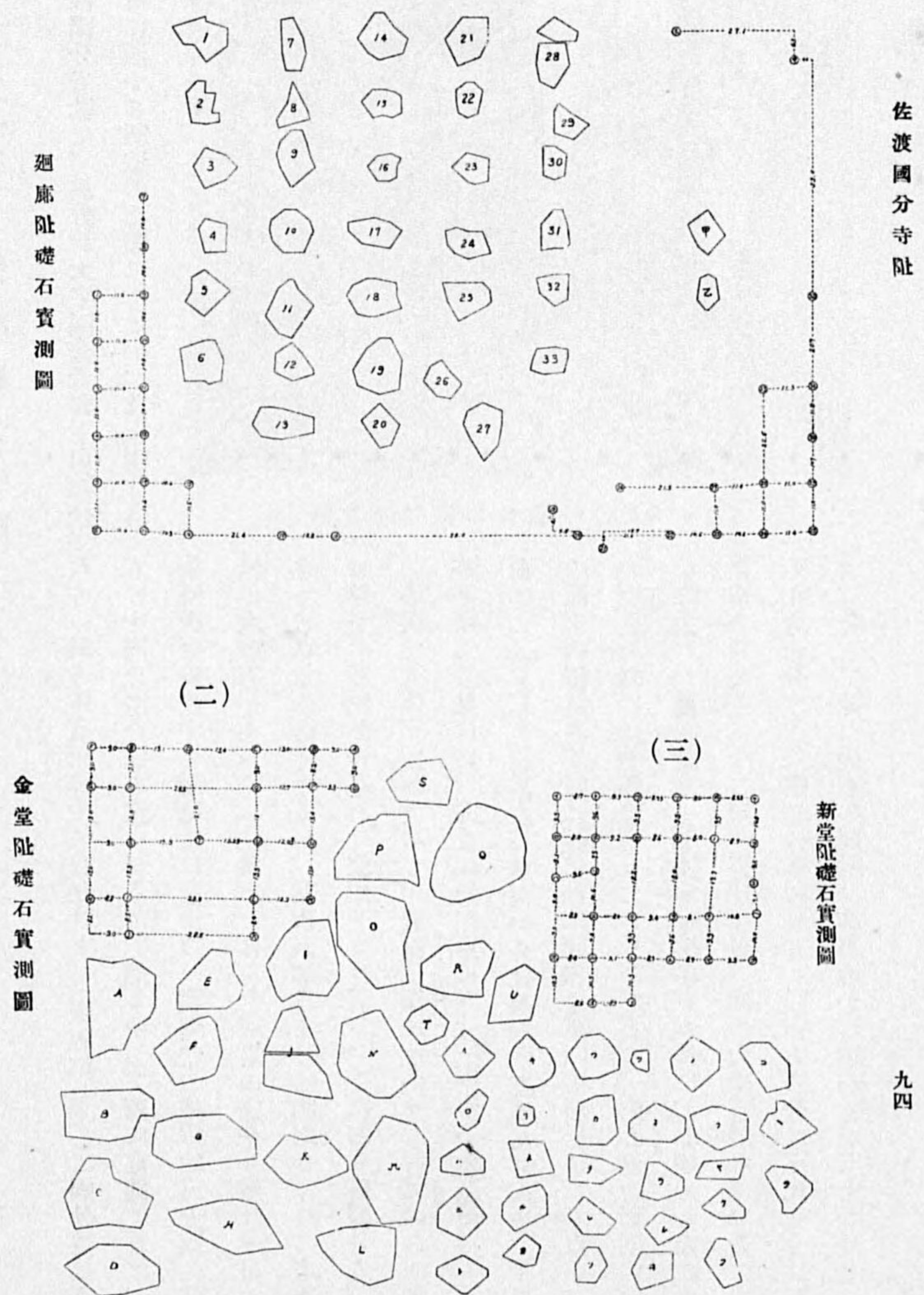
佐渡國分寺址は、眞野村大字國分寺醫王山國分寺西方の同寺所有松林中に存在せり。（圖版第七十三）國分寺は新町より湊町に通する縣道の北側にあるが、其山門を入り右に中門を潜れば本堂に至るが、然らずして西に直進すれば、國寶薬師像を安置する瑞瑠堂に達する。瑞瑠堂の後方約三十間の處に一個の大礎石がある。「佐渡志」に「七層塔の礎今も残れり奇古の物也」とあるものであるが、其西南部約半分は割取せられ、瑞瑠堂前に移され手洗鉢の臺石に使用せられ居る。これ即ち舊國分寺の塔婆の心礎で大体三角形をなし、表面は僅に削平せられたのみで加工の跡を殆んど見ない。大きさは長徑六尺五寸（南北）、短徑四尺二寸（東西）で、南北からは中央、東西からは西端に直徑九寸八分、深さ四寸の圓形の掘込みが穿たれ、その底部は緩い椀形をなしてゐる。心礎の完全の時には中心に當りたるものである。此心礎の周圍には礎石を除去した跡を見るべき凹地が點在せる外に、心礎から西北方及び西南方各凡そ二十二尺を距てゝ各一個の大礎石がある。その大きさは西北方の分は五尺四寸に五尺二寸、西南方の分は三尺五寸に三尺二寸、そして此二礎石の間隔は其真心から眞心まで三十一尺七寸で、

二十二、佐渡國分寺址

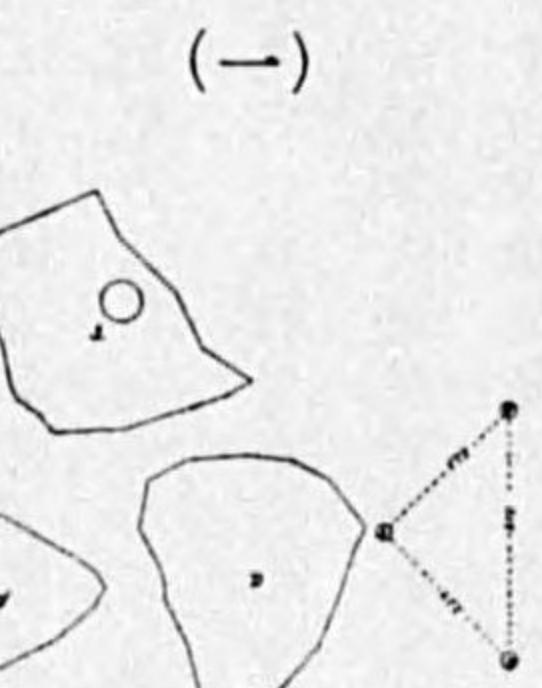
佐渡國分寺址測定圖



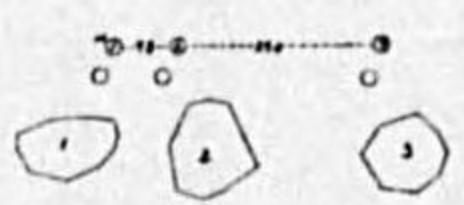
(一) 五十七第版圖



六十七第版圖



(二)



圖測實石礎附門大南

此間隔と礎石を除去されたと見ゆる凹地との間隔も亦大体同様である。

(圖版第七十六ノ一、第七十七ノ二)

土壇は東側から北側の一部にかけては平夷せられて、その區界が判明せぬが、南側及び西側は判然としてて、その高さは西側に於て四尺八寸ある。

塔中心礎の西四十一間五分、縣道より北三十四間の地點に礎石が方形に集存してゐる。總數二十一個、二尺八寸に二尺七寸を最小とし、五尺五寸に三尺四寸を最大とする。火に遭つたものもあつて白色を呈し手で擦つてもボロ／＼と崩れるものがある。又低い圓形の造出しを残して居るものもある。礎石の配列は五間四面で他の建物の配置上から考察して金堂趾と認められて居る。

(圖版第七十四・第七十五ノ二・第七十七ノ二)

土壇は西方を除く三方は平夷せられてその區界判明せぬが、土壇の築かれたことは想定し得る。土壇の高さは西方に於て二尺許りである。

金堂趾の正面即ち南方十八間の地點を中心として左右に圓形に小形の礎石が二列に並んで居る。各礎石の間隔は一間九分、兩翼の距離は内側に於て二十三間八分五厘ある。此礎石は即ち廻廊趾たることは疑を容れぬ。而かも廻廊礎石の存在は他國には例が少い。

(圖版第七十五ノ一・第七十七ノ四)

尚ほ金堂正中から稍々西に寄り廻廊礎石南端の線から五十八尺の地點、更にその西方二十七尺四寸の地點、及び更に八尺を距つる地點とに礎石がある。後の二礎石の廻廊趾からの距離は何づれも五十七尺五寸で、此三個は一直線上にあ

り、而かも三個共同大で約一尺八寸に二尺五寸位のものである。これは即ち門扉の無い門で南大門跡であらう。

(圖版第七十六ノ二・第七十七ノ三)

更に轉じて金堂跡から東約四十間、塔跡から西約二十間の地點に約一尺四寸に一尺八寸乃至方約二尺の礎石が方形をなして點在する。實在礎石は二十七個で列外にも二三點在して居る。處々缺くる所もあるが五間四面の堂跡たることは疑ない。そして其第五列の礎石は金堂跡最後列の礎石と大体同一線上にある。此堂跡に就いて内務省図託荻野伸三郎・諸田八百七兩氏は國分寺創建當時のものなりや否やに就いて疑を抱き、諸田氏は左の意見を發表して居る。

此の堂跡は國分寺創建當時のものであるか否か、果して當時のものであるとすれば講堂か、僧坊か、疑ひのものである。講堂とすれば、當時は地勢其他特別の事情なき限りは、金堂の後方にあるのが通例であるのに、此處には何ら然るべき特別の事情もなき様であるから、講堂とすることは如何であらうか、僧坊とすれば、その位置は適當であらう。然しさうすると、金堂を中に挟んで東西に相對してあるべきであるから、金堂の西方の同位置にこれと同様の礎石があつたかも知れぬが、地形は多少回められたり、開墾の爲めに揚げられた土砂を盛られたりしてゐる部分もあるのでその遺跡は認められなかつたから、僧坊とも斷定し難い。然し礎石の配列から考へても、又瑠璃堂に安置せらるゝ藥師像の平安朝時代の作品から考察しても、彼の天平十三年の詔勅に依つて建立せられた寺堂が焼亡したので、その後に建立せられたものだと考へる方が適當ではなからうか。然して此の堂跡が金堂であつたか、講堂であつたかは、記録もなければそのこれを證する資料が發見せられぬ今日では、これを講堂又は金堂跡と斷定することは早計であるから、最初に建立せられた堂宇に對して、今は假に新堂跡と稱して置く。

(圖版第七十五ノ三)

以上の地域は多少の高低はあるが、大体に於て平坦である。築垣の跡は現在判然とせぬが、塔跡の東方約十間、即ち

瑠璃堂の後方道側より起り、南に向け一直線に約五十間に亘る小高い土地がある。若し此れを當時の築垣とすれば、金堂の正中より約六十間もあるから、方二町の地域となる。

遺瓦は、此地域の諸所から發見するが、多くは破片で完全なものは少ない。「佐渡志」にも「今も寺の邊の地を穿ちて稀に天平の瓦を得ることあり、古色觀つ可し。多く得易き者は後に修せし時の瓦なりと云ふ」とある。從來發見されたものは巴瓦十二種、華瓦十五種に上つて居る。巴瓦は蓮華紋に屬し、蓮葩の形式は劍頭、柳葉若くは菊花狀をなし、子房が無い。劍頭は浮沈二種あつて、瓣數は六、柳葉も六瓣である。菊花には浮沈單複の別あつて、瓣數は六・七・八の三種ある。華瓦は波形・網代形・擬唐草文・擬忍冬文等で、平瓦には左字の七の字又はカの字に似たものを陰刻せるものもある。そして是等の瓦は大字國分寺字經ヶ峯で製造したとの傳説があるが、大正十一年佐渡郡西三川村大字小泊にも其製造遺蹟が發見せられた。(圖版第七十八ノ一乃至九)

昭和四年十二月十七日文部省は告示第三百七十號を以て此寺跡を史蹟名勝天然紀念物保存法に依り保存要目史蹟の第二に該當するものと認め史蹟に指定せられた。

指定區域、佐渡郡真野村大字國分寺字京ヶ峯、第二百八十七番ノ一ノ内一町五反六畝十九歩、(圖版第七十四)

保存の要件

公益上必要已むを得ざる場合の外、左の事項はこれを許可せざることを要す。

- (1) 土壌の發掘並破壊 (2) 磚石の移動並毀損 (3) 遺瓦等の採取

左の事項は許可に當り十分の注意を要す。

- (1) 樹木の栽植並伐採 (2) 工作物の建設並改築

佐渡國分寺跡

佐渡國分寺の創立は、云ふまでもなく聖武天皇の勅願であることは、天平十三年三月廿四日の詔書に見て明かである。只其建築年月は、史料の徵すべきものが無いので判然せぬが、「續日本紀」卷二十九に、「神護景雲二年三月乙巳朔日北陸道使右中辨正五位下豊野真人出雲言、佐渡國、造國分寺料稻一萬束、毎年支在越後、常當農月、差夫運漕、海路風波、動經數月、至有漂損、復徵運脚、乞割當國田租、以充用度」とあるに依つて此頃は既に建立されて居たことは知られる。其後「延喜式」に「佐渡國正稅三萬八千束、公解八萬束、國分寺料一萬束、同寺新造藥師佛燈分料五百束、文殊會料一千束、修理池溝料一萬束、救急料三萬束、俘囚料二千束」とあるを以て考ふるに、藥師如來像は此頃に新造せられたものであらぶ。

國寶藥師如來一軀は瑞璫堂に安置されて居る。此像は古社寺保存法第四條に依り、明治二十九年四月國寶に指定せられたもので、

木造箔塗座像、高四尺四寸、頂上より頸まで一尺三寸五分、髮生際より頸まで七寸二分、肩幅二尺二寸、膝幅三尺三寸八分、膝高八寸。
(圖版第七十九ノ一・二・三)

寺塔の興廢に就いては、確實なる史料が無いので知る由もない。「佐渡志」に「寺ハ正安ノ頃雷火ニ燒、復ビ建テシモ享祿二年己丑、災ニ罹テ悉ヤケヌ」とある。舊趾の礎石が火に遭つてゐるを見ても、此傳説は信せらるゝが、現在の處へ移るまでの年次や沿革は不明である。只だ鎌倉末期に於ける寺域の四至は、國府の地頭本間泰宣の文書に依つて知ることが出来る。

右きしん狀、國分寺、上はをんかぶり、南はうさいかさはの川、西は寺さか神はいみち、經か峯はしかくは、東はつちやすみは道をきり、そのほか地内の田畠、さおいなく、せんれいにまかせて、返付候、仍爲後日之狀、如件。

延慶元年五月吉日
左衛門助泰宣(花押) (圖版第八十ノ一)

猶ほ寺領の参考として、左に三通の文書を掲げて置く。又これによつて地頭領主等の崇敬の程も察せらるゝ。

宛行、佐渡國國分寺別當職分、波多郷内新田一町、林一反、所當米六斗、令有泰寄進者也。

右於彼別當職者、以但馬房宛行所也、小破之時者、可致修理者也、仍宛狀如件。

貞治五年七月廿三日
左兵衛尉有泰(花押) (圖版第八十ノ二)

奉寄進、爲直泰祈禱。

右爲天長地久御願圓滿、殊者、雜太口相續地雜太半分、波多郷□河新宮保後尾、直泰案堵之御敕書御判下給、其自五□所壹町一□寄進候、直泰子々孫々、息災延命繁昌、可致御祈禱精誠候、仍寄進狀如件。

明徳元年八月二日
本間加賀次郎兵衛尉直泰(花押)

權少律師御坊

國分寺

藥師御寄進狀事

合一段寺田七百五十地

右田者寄進申處實也、於末代兔角之儀有間敷候、仍寄進狀、如件。

寶徳元年十二月吉日
宮浦次郎兵衛(花押)

徳川時代の寺祿は「佐渡志」に

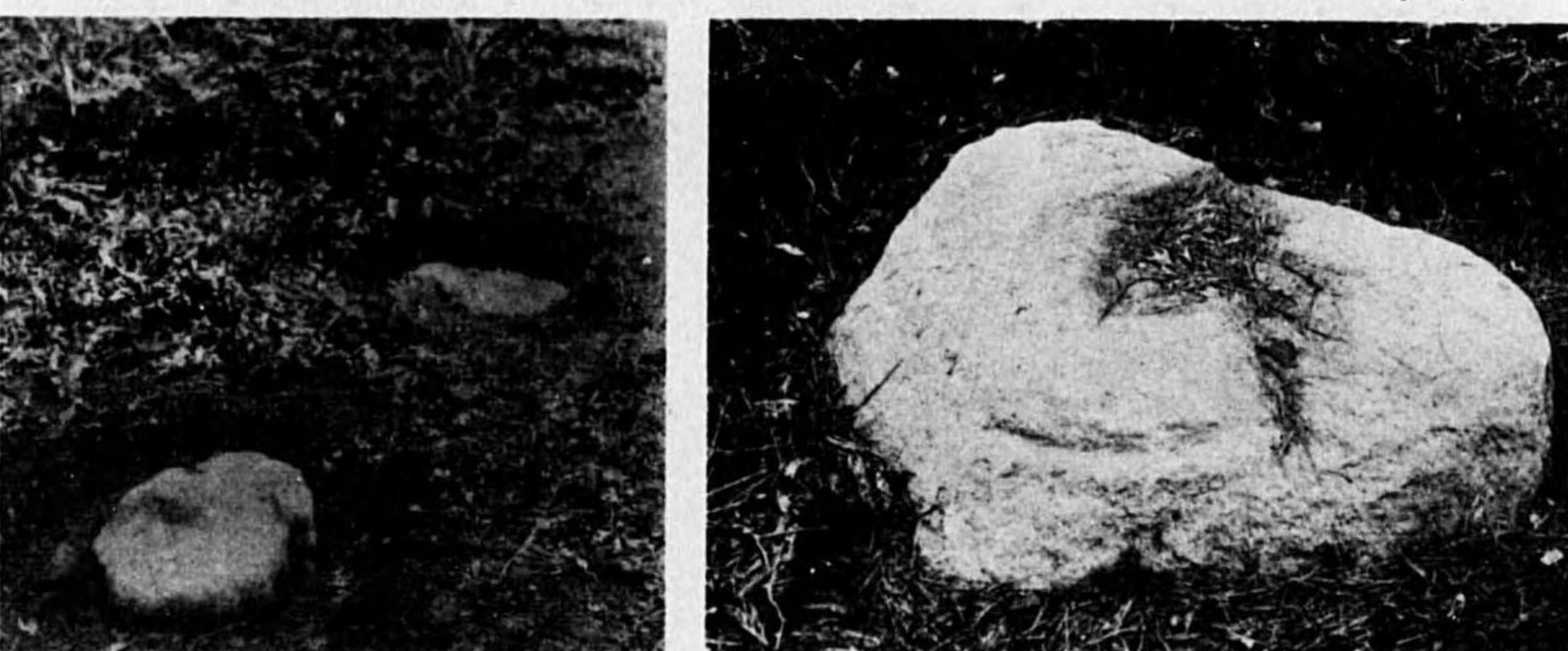
石礎 陸寺 分國

(一)



心婆塔
石礎

(二)



石礎門大南

金堂石礎

(四)



石礎廊廻

佐渡國分寺趾

一〇〇

地百七町八段八畝

田二町二反一畝四步

租稅三分ノ一ヲ免サル

租稅半ヲ免サル

田四段四畝十二步

租稅三分ノ一ヲ免サル

租稅半ヲ免サル

「佐渡志」には「順徳上皇遷幸ノハシメ、此寺ヲ假ノ御坐トセサセ給ヒキ、後真野ノ山陵ノ事ヲモウケタマハリ、末寺真輪寺ヲシテ是ヲ守ラシム、延寶七年己未、國分寺ノ僧賢教カ願ニヨリテ、國司曾根吉正五郎江戸ニ申ス旨アリ、ヤカテ陵ヲ修セラレ、且賢教ニ營中拜禮ノコト仰下サレテ、明ル八年庚申三月十五日、其事ヲ遂シヨリ永キ例トハナリヌ」とある。

現寺は新義真言宗智山派に屬し、郡内に末寺十五箇寺、檀家二百四十餘戸、財産は田二十一町三反九畝餘、畠六町五反餘、山林五十九町三反三畝餘、宅地六千十六坪を有し、寶物としては四天王木像一軀、仁王木像二軀、木造三重高七寸七分
○弘化年中禁裡より真輪寺に御胎藏界曼茶羅影像、金胎兩部種子曼茶羅、五大明王像、不動明王像、地藏尊像（傳中將姫蓮糸縫）涅槃像、般若經附十六善神、愛染明王像、日生供畫像、十三佛畫像、四所明神像、八千救度不動明王像、十六羅漢畫像及び延慶元年以後の古文書二十餘種がある。

佐渡國分寺趾は、昭和二年新潟縣史蹟名勝天然紀念物調査委員山本半藏及び本間周敬・原田廣作諸氏の實地發掘並に昭和三年特に出張せられたる内務省囑託荻野伸三郎・諸田八百七兩氏の踏査に依つて始めて世に明らかにせられた。

また本報告書は委員岩本擴・山本半藏の調査報告に基いて居る。

國 分 寺 古 瓦

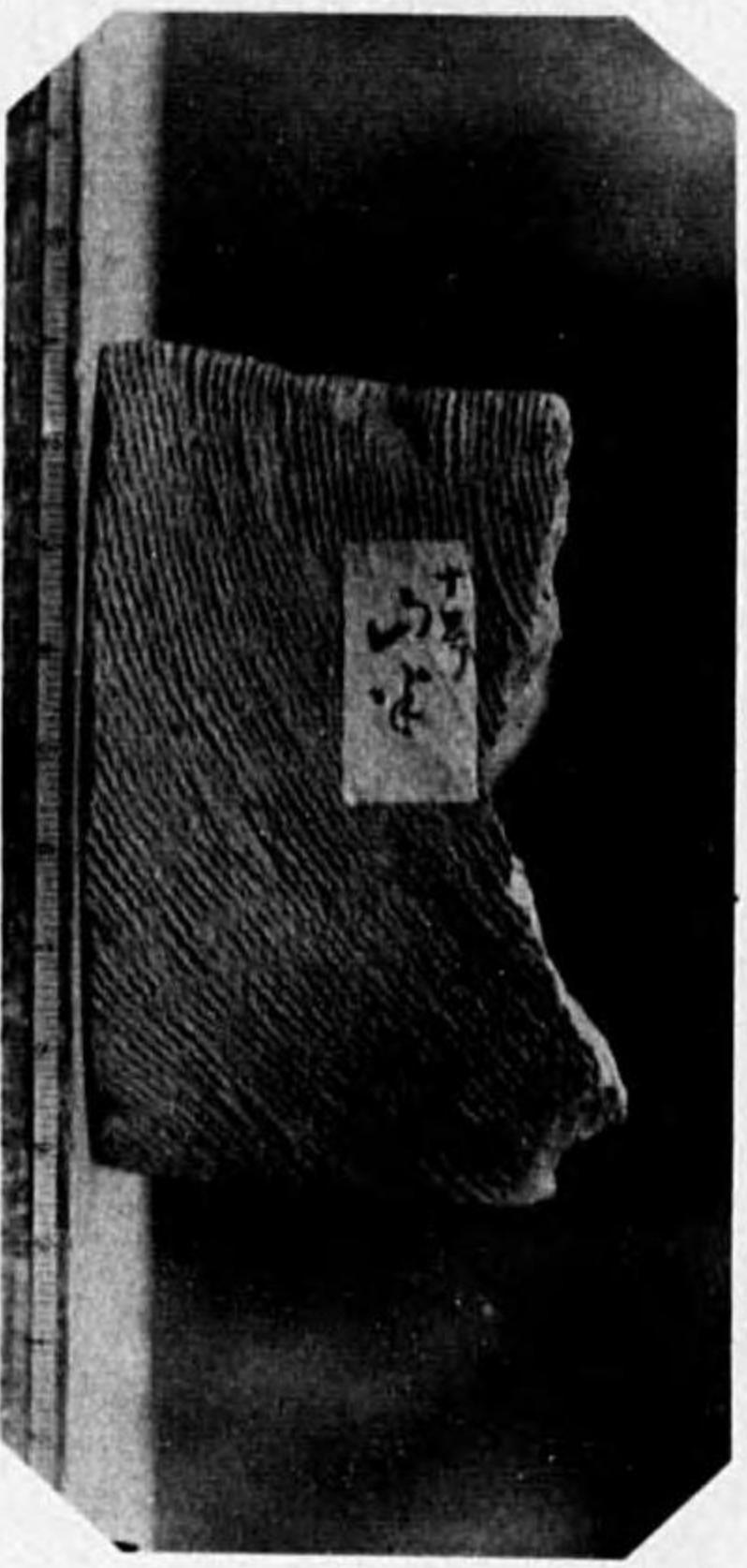
(六)



(七)



(八)



(九)

(二)

圖

(一)



(四)

(三)



(山 本 华 藏 所 藏)



(一) 國寶藥師如來木像

(三)

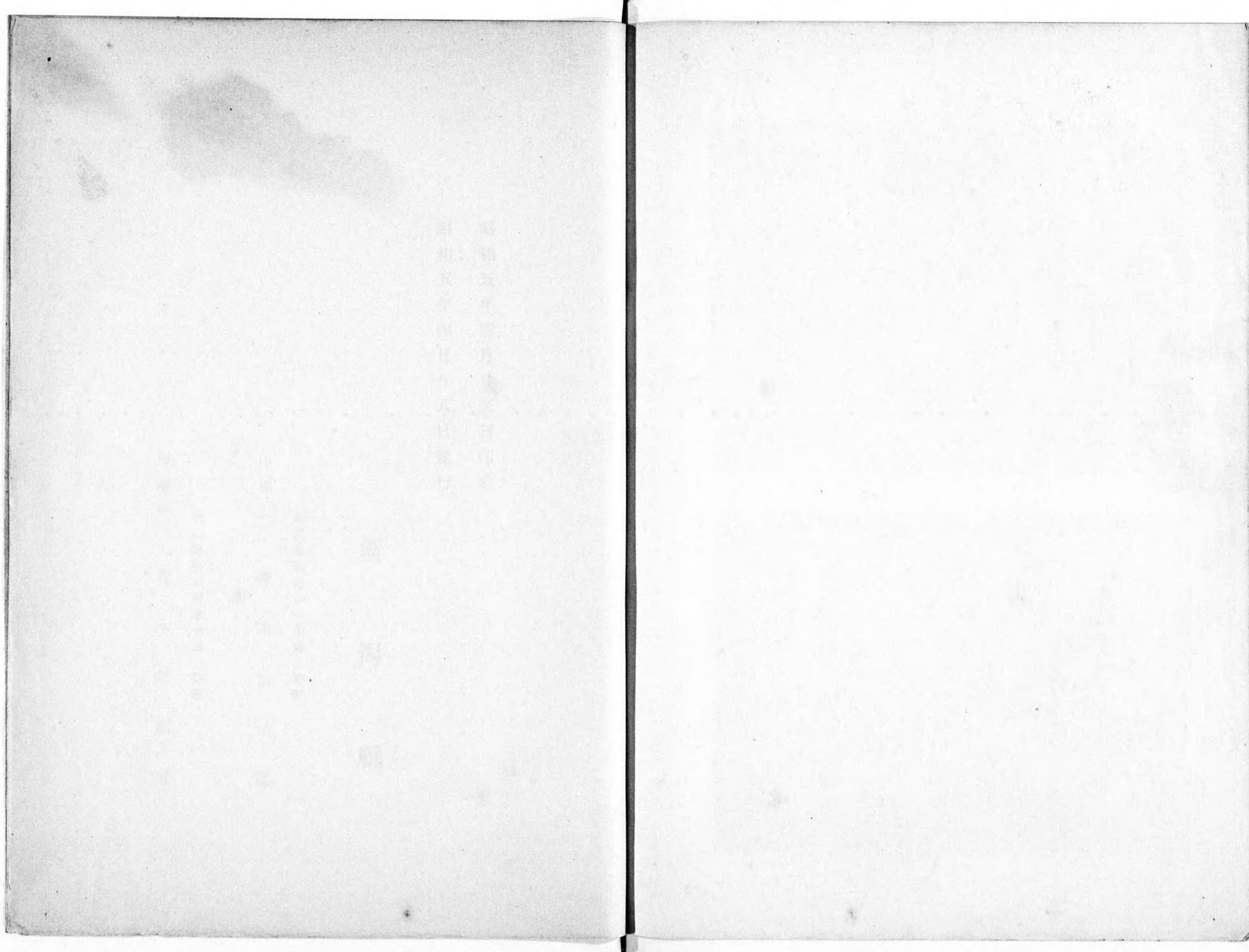
(二)



右至元六國分寺六
十人中ゆう市六人ま
加三え川西六人ま
神をもみうち御う等か
加多やまハづちやすと
及やそりあれり地四
打田島さわいさへんた
ふまかせてゆく
留ゆるひく

延慶元年五月吉日
左事行助奉呈

充打
佐渡國分寺行助
近ノ内村白一所井又
西向寺方とて有事
充打方とて在能
自後年方有事
左事行助奉呈



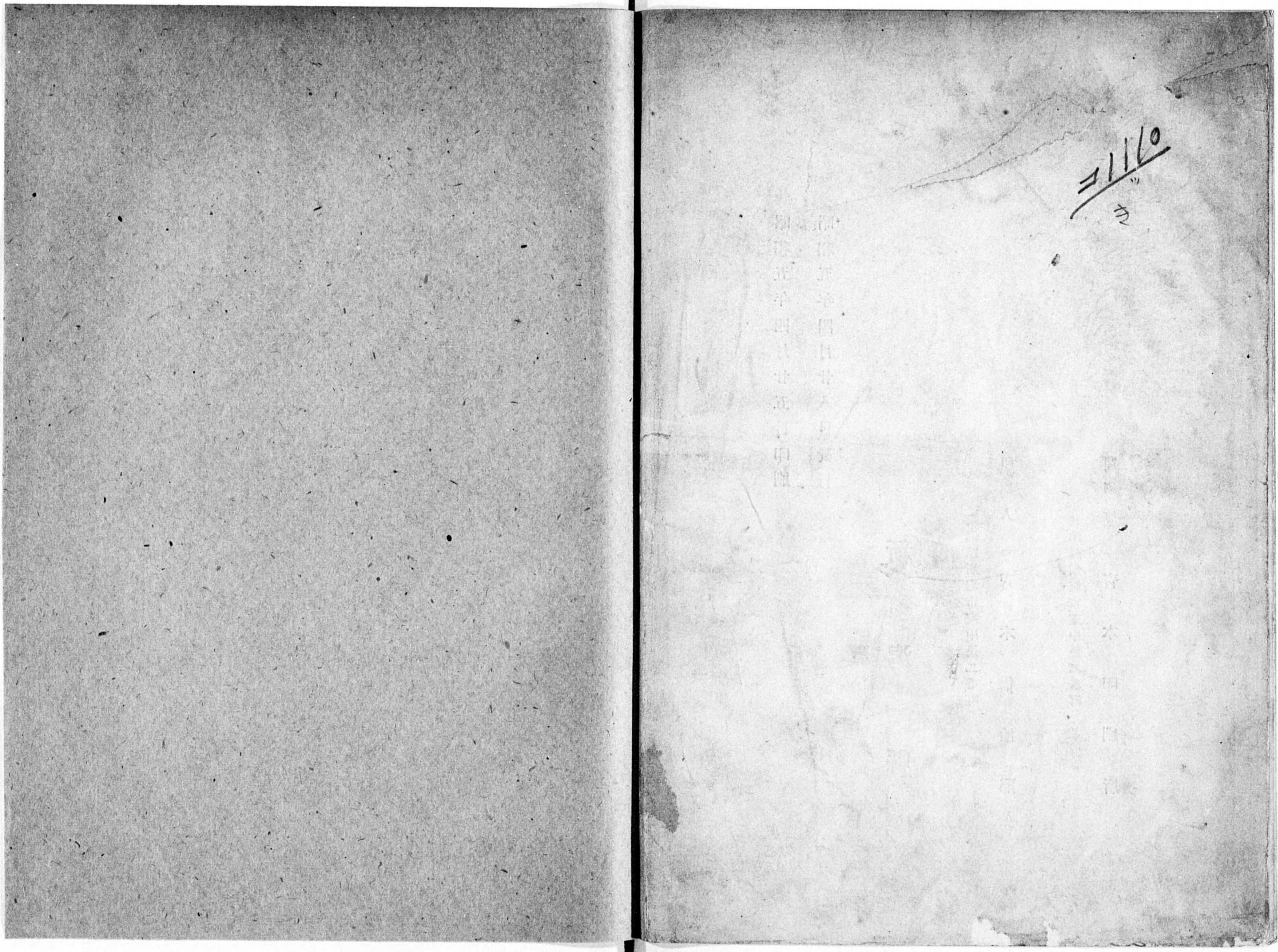
新潟縣

昭和五年四月廿五日印刷
昭和五年四月廿八日發行

新潟縣新潟市東中通二番町
新潟縣新潟市東中通二番町

印 刷 所 青 木 印 刷 所

印 刷 人 青 木 信 治 郎



14.5

255

終

